

**Q102. 正社員が一方的に退職を宣言して出社しなくなったのに対し、使用者が退職を承認（受理）しなかった場合、労働契約は存続しますか。**

期間の定めのない労働契約の場合、労働者から使用者に対し辞職の意思表示が到達すれば、使用者が労働者の退職を承認（受理）しなくても、民法 627 条所定の期間が経過することにより退職の効力が生じます。

（期間の定めのない雇用の解約の申入れ）

第 627 条 当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申入れの日から 2 週間を経過することによって終了する。

2 期間によって報酬を定めた場合には、解約の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。

3 6 か月以上の期間によって報酬を定めた場合には、前項の解約の申入れは、3 か月前にしなければならない。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎